平成28年4月1日 第11774号

74万	F. T	しまくる最	] ]	7	目次	担当課(室)
<del>万</del> 丄 丄	le le	1 男 4 幸	第 名 日 山 県	8	性試験及び講習の実施	
,					○ 道路の位置の指定	建築指導課
		目次	担当課	(室)		JJ
					○ 二級建築士の免許の取消し	"
		【告示】			○ 一般競争入札の実施	用度課
	0	特定施設の設置許可申請	環境管理課	H/K	【教育委員会】	
	0	救急病院の指定	医療推進課	HVK	○ 文化財保護法施行令に基づく市の区域に	教育委員会
	0	指定障害福祉サービス事業者の指定	障害福祉課	H/K	係る事務処理の開始	
	0	指定障害福祉サービスの事業の廃止の届	II		【監査委員】	
	Ш	出			○ 岡山県監査事務局職員の標準的な職及び	監査事務局
	0	指定通所支援の事業の廃止の届出	"		標準職務遂行能力を定める規程	
	0	指定居宅サービス等の事業の廃止	長寿社会課	HZK	(県例規集登載)	
	0	指定居宅サービス事業者等の指定	JJ		【正誤】	
	0	指定介護予防サービス事業者の指定	II		○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規	人事委員会
	0	特定計量器定期検査	産業企画課	HZK	則及び初任給、昇格、昇給等の基準に関す	
	0	保安林の解除予定	治山課		る規則の一部を改正する規則の一部を改正	
	0	保安林の指定施業要件の変更予定	JJ		する規則の正誤	
	0	IJ	"		(県例規集登載)	
	0	土地収用法に基づく事業の認定	監理課			
		【公告】				
1 H	0	岡山県医療審議会からの答申	医療推進課	HAIN		
+ 力	0	II	"			
+ 4	0	県営土地改良事業換地計画の縦覧	耕地課			
, Z C	0	平成二十八年度狩猟免許試験の実施	鳥獣害対策	室		
十办	0	平成二十八年度狩猟免許の更新に係る適	II			

## ◎岡山県告示第二百十六号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 次のとおりである。 項の規定によ

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月一日

岡山県知事伊原木水

太

## 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

称 北興化学工業株式会社

长 名 代表取締役社長 中島 喜勝

東京都中央区日本橋一丁目5

工場又は事業場の名称及び所在地

北興化学工業株式会社岡山工場

在地 玉野市胸上402番地

### (3) 特定施設に関する事項

区								分	廃			止	新			設	廃			止	新			設
種								類	業の設	イ 化学工 用に供 3 — 5	業製品する方	品製造 水洗施	46ーイ 有機化 業の用 設 R ー 3	∠学工 月に供	業製品する水	製造洗施	46-1 有機 業の R - 3	と学工 月に供	業製品する水	品製造 、洗施	業の記	上学工	業製品する水	製造洗施
能								力	1.6 m	i/時			同左				同左				同左			
エ	事	着	手	予	定	年	月	日	_				許可後	後直ち	に		_				許可征	後直ち	に	
工	事	完	成	予	定	年	月	日	-				工事着	<b>手後</b>	直ちに		_				工事	<b></b> 手後	直ちに	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_				工事完	尼成後	直ちに		_				工事領	完成後	直ちに	
使用びの棚	月時間 こその 死要	間隔使用	及びに季	1日	当たり変動が	)の使 ぶある	用時  場合	間並はそ	連続	24時間			同左				同左				同左			
使用	時に	おい	て	ļ	<u>X</u>		分		通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
自該が	を特定 はおき	施設れる	が汚れ	水	量	( m³/	月)			2.4		9. 5												
小司の選	は出の常のはいる	発状 値及び	匙び	р	Н				0.5	<b>~</b> 2.5	0.5	5~2. 5												
当該	を行う	:等の	通	С	ЭD	(mg/	()			1,988		2, 525	同左				同左				同左			
の量	量及 量	び取	^ [	S	S	(mg/	()			33		57												
				油	分	(mg/	( Q )			32		41												
				Т-	- N	(mg/	( Q )			19		38		19		19		19		38		19		19
				Т-	– P	(mg/	( )			6		10	同左				同左				同左			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項 変更なし
- (5) 排水口に関する事項変更なし
- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成28年4月1日から同月22日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

## ◎岡山県告示第二百十七号

次の病院は、 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条に規定

する救急病院である。

平成二十八年四月一 日

太

病院の名称及び所在地

所在地 岡山市北区牟佐九六

所在地

有効期限

平成三十一年三月三十一日

# ◎岡山県告示第二百十八号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

/

平成二十八年四月一日

岡山県知事

木

太

事業所の名称及び所在地

瀬戸内工房

瀬戸内市邑久町

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

山田庄二三三—

1 名称

一般社団法人ひまわ

主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二三八番地

平成二十八年二月

日

三三一一二〇〇一九四

兀

事業所番号

サービスの種類

五.

就労継続支援 (A型)

事業所の名称及び所在地

名称

訪問介護センター敬愛

所在地

津山市沼四五六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

2 主たる事務所の所在地

津山市東一宮二二--

指定年月日 平成二十八年三月一

事業所番号

兀

サービスの種類

五.

同行援護

事業所の 名称及び所在

福祉型専攻科

総社市中央一丁目

特定非営利活動法人ライフデザイン

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地

**倉敷市北畝二丁目五番一九号** 

指定年月日

平成二十八年四

兀 事業所番号

サービスの種類

五

(生活訓練)

# ◎岡山県告示第二百十九号

二十三号)第四十六条第二項の 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 規定により、 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

る旨の届出があった。

平成二十八年四月一 日

岡山県知事

太

事業所の 名称及び所在地

所在地 津山市二宮六五六

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社イシンホ

-ルデ

主たる事務所の所在地

2

津山市二宮六五四

廃止年月日

兀 事業所番号

平成二十八年一月三十一日

三三一〇三〇〇七七

サービスの種類

五

居宅介護

事業所の 名称及び所在地

1

ヘルパ -ステー

2 所在地

瀬戸内市長船町 福里二三一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

有限会社ヒュア

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市長船町福里二三—

平成二十八年一月三十一日

事業所番号

三三一一二〇〇〇五三

几

サービスの種類

五

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

事業所の名称及び所在地

2 所在地

 有 力

指定居宅介護事業所

美作地域生活支援センター

津山市川崎一五五四

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人津山社会福祉事業会

1 主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

一廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

五 サービスの種類

三三一〇三〇〇一三六

居宅介護、重度訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

名称

メゾンきさらぎ地域移行型ホーム

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 津山市川崎一五〇八

社会福祉法人津山社会福祉事業会

主たる事務所の所在地

津山市川崎一五〇八

平成二十八年三月三十一日

兀

五.

三三二〇三〇〇〇一九 事業所番号

廃止年月日

# ◎岡山県告示第二百二十号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の 五.  $\mathcal{O}$ 十九第二項の規定に

次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月一日

木

太

事業所の

名称及び所在地

S m かたしま

所在地

**倉敷市片島町三番地五** 

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人稔福祉会

主たる事務所の所在地

倉敷市片島町三四-三番地

兀 事業所番号

平成二十八年三月三十一

三三五〇二〇〇〇二二

五

放課後等デイサー

事業所の 名称及び 所在地

1

ほっぷあっぷ

所在地

2

玉野市長尾一二一番三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人玉野つつ じね

2 主たる事務所の所在地

玉野市迫間二二九一番地五

平成二十八年三月三十一

事業所番号

兀

五 事業の種別

放課後等デイサービス

事業所の名称及び所在地

みずたま

所在地

高梁市本町三三番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

主たる事務所の所在地特定非営利活動法人col

2

高梁市高倉町大瀬八長一六五六番地

一廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 事業所番号

事業の種別

三三五〇九〇〇〇四三

五

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

◎岡山県告示第二百二十一号

項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 規定により、 次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

平成二十八年四月一日

を廃止する旨の届出があった。

名称及び所在地岡山県知事

木

隆

太

名称

事業所の

さくらデイサービス子守唄の里高屋

2

岡山県井原市高屋町二丁目七番地三二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

**总未比** 会上

栄株式会社

所在地

2

岡山県井原市高屋町三丁目二五番地

三 廃止年月日

介護保険事業所番号

平成二十八年三月三十

兀

三三七〇七〇〇八二九

サービスの種類

五.

通所介護

介護予防通所介護

2

所在地

# ◎岡山県告示第二百二十二号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十八年四月一日

岡山県知事

木

隆

太

事業所の

名称及び所在地

名称

さくらデイサービス子守唄の里高屋

2

1 名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県井原市高屋町二丁目七番地三二

栄株式会社

岡山県井原市高屋町三丁目二五番地

三 指定年月日

平成二十八年四月一日

兀

介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八三七

五.

介護予防通所介護

# ◎岡山県告示第二百二十三号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、

とおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十八年四月一日

事業所の名称及び所在地

太

1 名称

デイサービスセンター木の実

2 所在地

岡山県総社市刑部一五七番地の.

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名彩

有限会社オル

所在地

岡山県総社市井手一二〇八番地の二

二 指定年月日

介護保険事業所番号平成二十八年四月一日

兀

三三七〇八〇一三二〇

サービスの種類

五

介護予防通所介護

# ◎岡山県告示第二百二十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査

二十九号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。)、 対象となる特定計量器は、 (計量法施行令 分銅及びおもりとする。 (平成五年政令第三百

平成二十八年四月一日

太

定期検査を行う区域、場所及び期日

					美咲町														赤磐市	区域
n	美咲町役場第2分庁舎	"	美咲町役場旭総合支所	"	美咲町役場柵原総合文化センター	J)	赤磐市山陽産業会館	赤磐市立西山公民館	赤磐市立高月公民館	n	岡山東農業協同組合笹岡事業所	n	岡山東農業協同組合赤坂支店	岡山東農業協同組合可真事業所	赤磐市熊山支所	"	赤磐市吉井支所	赤磐市山方研修センター	赤磐市仁堀出張所	場
"	<i>"</i>	"	" 	IJ	+ =	"	"十七	IJ	<i>"</i>	11	<i>"</i>	IJ	<i>"</i>	IJ	<i>"</i>	IJ	,	J	平成二十八年	期
	十五日	11	<u>远</u> 日	"	二十三旦	"	七日	"	十六日	"	十三目	"	十二日	IJ	日	IJ	十日		九年 3	

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

久米南町 実施機関 中央公民館 ]] ]] 二十六日 

# ◎岡山県告示第二百二十五号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊 原 木 ti

太

瀬戸内市邑久町虫明字ドン々山二二二解除予定保安林の所在場所

0)

の四、

一 保安林として指定された目的

三八の三、二三九

土砂の流出の防備

道路用地とするため

(3)

間伐に係る森林は、

次のとおりとする。

# ◎岡山県告示第二百二十六号

とおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

平成二十八年四月一日

木 太

備前市蕃山字持田一三六九の三

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

(2)(1) 主伐は、

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、

当該立木の所在する市町村に係る

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」 山県庁及び 備前市役所に備え置い

供する。)

◎岡山県告示第二百二十七号

予定である旨の通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

平成二十八年四月一日

木 太

新見市千屋花見字山神谷一三七六の

指定施業要件の変更予定に係る保安林の

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並びに植栽の方法・ 及び

2

次のとおりとする。

「次のとおり」 新見市役所

供する。)

# ◎岡山県告示第二百二十八号

収 0 とおり事業を認定した。 (昭 和二十六年法律第二百十 九号。 下 という。) 第二十条の規定

平成二十八年四月一日

岡山県矢事 一月 月 オード

太

総社市

二事業の種類

総社市中央公民館常盤第二分館新築事業

力

山

県総社市真壁字前

・ 何月の音グーカー

1 法第二十条第一号の要件への四 事業の認定をした理由

9

条第一 書館同種施設を除く。)」 三条第二十二号に掲げる「社会教育法 法 総社 (同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。) (昭和二十五年法律第百十八号) 号の要件を充足すると判断され 市中央公民館常盤第二分館新築事業 に該当する公民館を整備する事業であるため、 による図書館 (昭和二十四年法律第二百七号) 以下 「本件事業」 (同法第二十九条に規定する図 くは博物 . う 。 館又は

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

画 に基づく生涯学習の推進の一 本件事業の起業者である総社市は、 ても財源措置を講じていることか て ると認め 5 れ るため、 本件事業を第一 て位置づけてお 法第二十条第二号の 本件事業を遂行するための り、 次総社市総合計 要件を充足すると判断さ 本件事業に要する経費に

- 3 法第二十条第三号の要件への適合性について
- (1)民館常盤第二分館 がら公共施設が 箇所 をユ により得 も整備されてい バ 5 サ れ る利益に デザ ない 9 を導入 総社市真壁字前 1 ては、 新たに整備すること ĴΪ  $\Box$ 内に総社市中央公

生涯学習の推進に相当の寄与が見込まれる。

旧照が てい 公共施設の設置にふさわ ②小学校、 事業計画に て複数の 候補 お 幼稚園等 ては、 地に つい  $\mathcal{O}$ ①事業に必要な面 公共的な施設が集中する地 、 て 検 討、 い場所 を行った結果、 であること、 積が確保され、 ④経済性 最適となる案を採用 区であること、 成 て が

(2)益は軽微なものと考えら びに起業地及び起業地周 成九年法律第八十一 本件事業の施行 文化財等が見受け 失わ 辺 られ  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 土地利 よる環境影響評価 れる利益に な V 用状況から保護の ことから、 0 11 て は、本件事業が環境影響評価法 本件事業の施行  $\mathcal{O}$ 対象事業とな ため特別 により 0 処置を講ずべ 失わ れる

(3)件事業の施行により得ら (1で述べた得られる利益と2で述べた失わ) 本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判 れる利益が失わ ħ 利益に優越すると認め れる利益とを比較衡量 断され れることか

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

条第四号の 本件事業の用に恒久的に供される範囲 が 範囲に 強く、 本件事業に 早急に施行されるべき事業であると認 要件を充足すると判断 っつい ても合理的 ては、 事業を計画 であると認め され られ てい にとどめられてい る。 る地 したが 8 域 6  $\mathcal{O}$ れる。 住民 0 ることか からその また、 本件 =事業は 5 収 用 実現に対する は は

5 結論

に述べ たように、 本件事業は、 法第二十条各号の を充足すると

判断される。

本件事業に 0 11 法第二十条の 規定に より事業の 認定をし

である。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場

総社市教育委員会生涯学習課

[一二三] 岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年四月一日

木

太

平成二十八年二月十

平成二十八年三月二十二日

救急病院等の新規認定に 東部脳神経外科病院及び公益財団法人大原記

 $\equiv$ 

そ の 研 念倉敷中央医療機構倉敷リバ

ーサ

イド病院)

諮問及び答申の内容を記載した書類に つい ては、 山県庁県政情報室、

県民局、 山県美作県民局に おい て閲覧することができる。

〔一二四〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年四月一日

木

太

諮問年月日

答申を受けた年月日

答問をが答申つ事頁 平成二十八年三月二十二日

諮問及び答申の事項

三

その併

諮問及び答申の内容を記載した書類に

2

ては、

山県庁県政情報室、

兀

医療法人の設立及び解散の認可について

県民局、 山県備中県民局及び岡山県美作県民局におい て閲覧することができる。

により県営土地改良事業換地計画を定めたので、 て十五日以内に知事に申し立てることができる。 [一二五] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定 この公告に係る決定に対し て異議がある者は、 関係書類を次のとおり縦覧に供する。  $\mathcal{O}$ の翌日から起算し

平成二十八年四月一日

地区名

美作地区 第5工区 中尾団地

換地計画書縦覧に供する書類

三

縦覧の場所

平成二十八年四月

日

から同月二十二日まで

兀

岡山県知事 伊原木 隆

太

十八号。以下「法」という。) [一二六]鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。 (平成十四年法律第八

平成二十八年四月一日

開始時刻及び場所

原

太

平成	( 平 成	金成	日平成	期
六日(金曜日)	(水曜日)	(金曜日)	日(日曜日)平成二十八年六月十九	
	日	日	九	日
午 前	午 前	午 前	午 前	開
九 時	九 時	九 時	九 時	始
午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	時 刻
電話(つつさつ) ニヒーヒー 五つ ター グリーンヒルズ 津山リージョンセン	電話(〇八六)九四四-八七一六体験学習施設百花プラザーニー三	電話 (〇八六八) 二七-七一五〇 グリーンヒルズ津山リージョンセン	電話(○八六)六九八−九一一一マービーふれあいセンター	場

試験は、 次の事項について行う。

- 狩猟について必要な適性
- 2

三 受険貿各

に

- $\mathcal{O}$ 1 ず れにも該当し であること。
- 1 網猟免許及 ては二十歳に、 び わな 猟免許に それぞれ満たな あ ては十八歳に、
- って行動する能力を失わせ、 限り再発するものを除く。) そう鬱病 発作が (そう病 再発し ても意識障害がも 及び鬱病を含む。)、 又は著し く低下させる症状を呈する病気に 行 たらされない の是非を判 んか (発作が  $\mathcal{O}$ 又はそ
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- $_{\mathcal{O}}$ 行為の是非を判別 者(1から3までに該当する者を除 又はその判 别 に従 0 動する能力が なく、 又は
- 法又は法に基づく命令 又は執行を受ける ことがなくなっ 規定に違反 して、 た日から三年を経過しない 罰金以  $\mathcal{O}$ 刑に . 処 せ 5 行
- 6 係る種類の 狩猟免許を取り消され に限る。) その 消  $\mathcal{O}$ から三年を経過し ( 当 該 取

## 四 受験手続

- 受験しようとする者は に と掲げる れの場所 でも受験することができる。
- 受験しようとする者は 所定の狩 免許 申 請書に必要事項を記 入の 次に定め
- るとおり提出すること。
- (2)(1) 月二十二日から同年六月六日までの間に、 平成二十八年七月八 7 っては、 セ 日の 平成二十八 リー での受験を希望する者に 年四月二十二日 ンヒル Щ 県備中県民局に提出すること。 か 5 ョン あ 同年六月二十 0 センタ ては、 日 まで
- (3)験学習施設百花プラザ 岡山県美作県民局に提出すること。 で の受験を希望する者に あ は、
- 年七月二十七 日 までの 間に、 ヒ ズ 出 IJ 前 民 彐 八局に提. 出
- ては、 年四月二十二 日 か 5 同 セ 十二日までの

### 岡山県公報 第11774号 平成28年4月1日

- 3
- (1) 許可を現に受けて 4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通 (昭和三十三年法律第六号) その許可証の写し) 第四条第一項第一号の規定による
- (2)日を記入したもの) 申請前六月以内に撮影した無帽、 横の長さ二・四センチメ 正面 ートルの写真 上三分身、 無背景の縦の長さ三・ (裏面に氏名及び撮影年月
- (3)狩猟免許手数料五千二百円相当(現に受験しようとする狩猟
- (4)許を受けている者にあ 郵便切手を貼付 いっては、 宛名及び宛先を明記した返信用封筒 三千九百円相当) 岡山県収入証紙 (定型長形三号)
- 必ず持参すること。 狩猟免許申請書を受理し 受験票を交付する。 なお、 受験票を試験当日

4

五.

- 狩猟免許申請書を郵送する場合は、 封筒の 左下 と朱書する
- 3

狩猟免許申請書は

 $\mathcal{O}$ 

県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

電話(〇八六)四三四-七〇五二	画課
電話(〇八六)二三三-九八三二	画課圖山県備前県民局農林水産事業部森林企岡山市北区弓之町六-一
電話(〇八六)二二六-七四三九	室岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策岡山市北区内山下二-四-六

画課	岡山県美作県民局農林水産事業部森林企	津山市山下五三	
		電話(〇八六八)二三-一三八四	

十八号。 に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。 [一二七] 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新 (平成十四年法律第八

平成二十八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時刻及び場所

日(火曜日)	九日(金曜日)	(水曜日) 不成二十八年七月六日 左	期日
午前九時三十分	午前九時三十分	午前九時三十分	開始時刻
電話(〇八六)六九八-九一一一マービーふれあいセンター	電話(〇八六八)二七-七一五〇ダリーンヒルズ津山リージョンセンター	電話(〇八六)九四四-八七一六体験学習施設百花プラザーニー三	場所

# 二 適性試験及び講習の内容

- 等事業従事者」 された者につい 項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者 適性試験は、 狩猟について必要な適性について行う。 この限りでない。 つい て必要な適性を有することが (四3(2)におい 7 法第十八条の六第 「認定鳥獣
- 鳥獣の保護及び管理に 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟 ついて行う。 適正化に関する法令、
- 三 更新対象者等

 $\mathcal{O}$ 猟免 Ш [県内 許を有す に住所を有する者で、 る場合は、 他  $\mathcal{O}$ 未だ有効期 平成二十五年度に狩 間が 満了 猟免許を受けた者。 な 免許も繰り上げて更新す ただ

## 匹 更新手続

- 1 け ることができる 更新を受けようとする者 は に掲げる n 場所 試験及び
- に定めるとおり提出すること 更新を受けようとする者は、 所 定  $\mathcal{O}$ 狩 猟 免許 更新申請 必要事項を記 入
- (1)は、 民局に提出すること。 体験学習施設百花プラザ 平成二十八年四月二十二日から同年六月二十二日までの での適性試 験及 び 講習を受けようとす 間に、 山
- (2)山県美作県民局に提出すること。 る者にあっ ては、 ズ津山 平成二十 年四月二十二日 彐 セ タ で か 0) 適性試 同年七 験及び 月十五 講習を受け 日までの に、
- (3)局に提出すること。 平成二十八年四月二十二日 セ で 0 から同年 適性試験及び 八月十六日までの 講習を受けようとする者に 間に、
- 5 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。
- (1) 類所持等取締法  $\hat{O}$ を現に受けて アからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一 (昭和三十三年法律第六号) その許可 証の写し) 第四 項第 通 号  $\mathcal{O}$ 規定に
- 又はその 発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) するおそれがない 統合失調症、 判別に従って行動する能力を失わせ、 カ 0 そう鬱病 もの、 て 発作が再発し (そう病及び鬱病を含む。)、 ても意識障害がもたらされ その他自己 又は著し  $\mathcal{O}$ く低下させる症状を呈 行為の カュ
- 不 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- イに該当する者を除く。) 又は その 莂 に従 0 行 動する能力が なく、 又
- (2)捕獲等事業従事者にあ は 法第十八 五第二項第 に規定す

ることの確認をした旨の書面 る認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟に 9 て必要な適性を有す

(3)申請前六月以内に撮影した無帽、 横の長さ二・ 四センチメ 正面、 ル の写真 無背景 (裏面に氏名及び撮影年月 の長さ三・

- (4)狩猟免許更新手数料二千九百円相当の
- (5)郵便切手を貼付し、 宛名及び宛先を明記し (定型長形三号)
- 4 試験及び講習の当日必ず持参すること。 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、 受検票を交付する。 なお、 受検票は適性

五.

狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、 封筒の左下に 「狩猟免許更新申請書」と

県民局農林水産事業部森林企画課に請求するこ

3 問い

電話(〇八六八)二三-一三八四	岡山県美作県民局農林水産事業部森林企津山市山下五三
電話(〇八六)四三四-七〇五二	画課圖山県備中県民局農林水産事業部森林企會敷市羽島一〇八三
電話(〇八六)二三三-九八三二	画課岡山県備前県民局農林水産事業部森林企岡山市北区弓之町六-一
電話(〇八六)二二六-七四三九	室岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策岡山市北区内山下二-四-六

迪課

[一二八] 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定

、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備前県民局建設部管理課におい

平成二十八年四月一

1
指定年月日
道路の位置
(メートル)
(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長

(昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

70

平成二十八年四月一日

八年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

九・五六	四・〇五 九・五六	四四八番二一 一番一	九、四四八番二〇、四四八番二一都窪郡早島町早島字小山四四八番	九都、窪	八 二 令	二 平 建 岡	二平建岡 打
道路の延	道路の幅員	位置	路の	道		<u> </u>	<b>番</b>

[一三〇] 建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一 項の規定により、

建築士の免許の取消しを行った。

平成二十八年四月一日

県知事 伊原木 隆

太

**免許の取消しをした年月日** 

.成二十八年三月二十八日

その者の 二級建築士又は木造建

築士の別及びその者の登録番号

二級建築士

第九七四

免許の取消しの理由

当該二級建築士が死亡した旨の

札を実施する。 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 V 次のとおり 般競争入

平成二十八年四月一日

岡山県知事伊原木隆

太

## . 調連門谷

(1) 借入件名及び数量

庁用自動車リース(小型自動車) 9

(2) 借入物品の特質等

及び車両リ -ス業務 ス仕様書 (小型自動車) 上河 「仕様書」 9 台入札説明書 という。) による。 一八八

(3) 納入期限

z成28年7月1日(金) 2台

<sup>2</sup>成28年8月1日(月) 1台

1成28年9月1日 (木) 6台

(4) 借入期間

『成28年7月1日から平成37年8月31日まで

(5) 借入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

作業等に要する 108分の100に相当す 加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは, 定に当たっては, に係る課税事業者  $\subseteq$ 全てのリ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を であるか免税事業者であるかを問わず, ス契約期間中の 金額を入札書に記載する て落札価格とするので, ース物件の本体価格のほか, 一切の諸経費を含めた額と 入札者は, 輸送費及び仕様書に記載する その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とす

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であっ (平成7年政令第372号) て地方公共団体の物品等又は特

る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(平成28年岡山県告示第45号 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, に定める資格をいう。) を得ている者で, 資格審査の申請手続等。 格付区分が

- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4  $\sim$ 項の規定に該当
- トリース業務及びメンテナンスリ 業務を行 S  $rac{1}{2}$
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望する者 Ü  $\sim$ (1)の資格を得ていないも

(1) 申請書の入手先, 提出先及び問い合わせ先

F700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話(086)226-7537

(2) 申請書の提出期限

平成28年5月9日(月)正午

- 4 契約条項を示す場所等
- 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7537

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年4月 (平成元年岡山県条例第2 Ш (金) から同年 亭 Ö 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) 田 Ш  $(\mathbb{H})$ S (岡山県の休日を定める

- イ 交付方法
- (1)の場所にて交付する。

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 交付を希望する場合は,  $\subseteq$ トル , 交付に必要な期間を十分に考慮し トル,  $_{\circ}^{\circ}$ 

ラムであるので、注意すること。

# (3) 入札書の提出方法

持参又は郵便若しく は信書便による送付 一人 「郵送等」

# 4) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成28年5月13日(金)13時30分

郵送等に る場合にあっては, 同月12日 (木) 17時を受領期限とする

## イ 揚戸

岡山市北区内山下二丁目4番(

岡山県出納局用度課地下1階入札室

岡山県公報 第11774号

る場合にあっては, (1)の場所に提出する

## ウその他

を受け付けない。 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

# 5 入札者に要求される事項

送等によるものを含む。) で指定する添付書類を平成28年5 の一般競争入札に参加を希望する者は, しなければならない。 月9日 (用) 般競争入札参加申出書及び入札説明書 4(1)の場所に提出

それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

## 6 代の街

平成28年4月1日

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定によ

# (3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による

# (4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる

## 岡山県公報 第11774号

5 契約書作成の要否

に係る入札書は,

熊郊とする。

務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

(6) 落札者の決定方法

最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

 $\bigcirc$ 

詳細は, 入札説明書による

Summary

Name and quantity the products

to

bе

leased

(2)

(Friday), 2016  $\widehat{2}$ 

(Monday), 2016 vehicle)

September (Thursday), 2016 6 vehicles)

(3)Lease period

2016 through 31 August,

4 Delivery place

Specified in the bid explanation

(5)

(Friday),

平成28年4月1日

6) point

Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Uchisange, Kita— ·ku, 0kayama— 0kayama—ken, 700—

TEL 086--226

# ◎岡山県教育委員会告示第五号

の区域に係る事務の処理を次のとおり開始する。 (昭和五十年政令第二百六十七号)第五条第四項の規定により、

平成二十八年四月一日

育

委

員

文化財保護法施行令第五条第四項各号に掲げる事務のうち次に掲げる特別史跡の指

定区域に係るもの

特別史跡	種 別
附椿山・石門・津田永忠宅跡及び黄葉亭旧閑谷学校	名称
備前市閑谷	所 在 地

平成二十八年四月一

監 査

県監査事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程を次のように

平成二十八年四月

岡山県代表監査委員 與

県監査事務局職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規程

山県監査事務局職員に 2 地方公務員法 (昭和二十五年法

律第二百六十一号) 第十五条の二第二項の規定による標準的な職及び同条第一項第五

号の規定による標準職務遂行能力を定めるものとする。

(標準的な職)

岡山県監査事務局職員 職務の種類及び 上の段階に応じた標準的な職は

別表第一のとおりとする。

(標準職務遂行能力)

前条の標準的な職に応じた標準職務遂行能力は、 別表第二のとおりとする。

この訓令は、

別表第一 (第二条関係)

課長	等級が六級に分類された職員の属する職	号の行政職
		第一項第一
	制上の段階	号)第二条
次長	等級が七級に分類された職員の属する職	条例第十八
		六年岡山県
	分類された職員の属する職制上の段階	(昭和二十
	の級(以下「等級」という。)が九級に	員給与条例
局長	岡山県職員給与条例第二条第二項の職務	一岡山県職
標準的な職	職制上の段階	職務の種類

			1
		一局長	標準的な職
		_	
構想		倫 理	
る業務を推進することができる。大局的な視野と将来的な展望に立っ	まることができる。 に、服務規律を遵守し、公正に監査 に、服務規律を遵守し、公正に監査	<b>外の重視して、高い倫理感体の奉仕者として、高い倫理感</b>	標準職務遂行能力

業務を遂行

別表第二 (第三条関係)

					職員の職務	用が受ける 給料表の適
制上の段階等級が一級に分類された職員の属する職	制上の段階	制上の段階等級が三級に分類された職員の属する職	制上の段階等級が四級に分類された職員の属する職	制上の段階	等級が五級に分類された職員の属する職	制上の段階
主事	高度の知識又は経験を (以下「高度」という。)	主任	主幹		副参事	

		二				
		次 長				
三	=	_	六	五.	四	三
判断	構 想	倫 理	組 織 統 率	業務運営	説明・調整	判 断
を行うことができる。 事務局内の重要課題について、局長を助け、豊	向性を示すことができる。の重要課題について、局長を助け、基本的な方を見通しつつ、県民の視点に立って、事務局内が関連事務を取り巻く状況を的確に把握し、先々	することができる。 に、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行に、服務規律を遵守し、公正に監査業務を遂行を持って取り組むととも	果を挙げることができる。強い指導力を発揮し、事務局の統率を行い、成	内に徹底することができる。 県民の視点に立ち、不断の業務見直しを事務局	ができる。  ができる。  ができる。  ができる。	冷静かつ迅速な判断を行うことができる。ついて、豊富な知識・経験及び情報に基づき、事務局の責任者として、事務局内の重要課題に

					三課長			
六	五	四	三	=		六	五.	匹
組織統率·	業 務 運 営	説明・調整	判 断	構 想	倫 理	組 織 統 率	業務運営	説明・調整
適切に業務を配分した上、進捗管理及び的確な	ができる。	合意を形成することができる。組織方針の実現に向け、関係者と調整を行い、所掌事務について適切な説明を行うとともに、	きる。	ための方針を示すことができる。の視点に立って、監査に関する課題に対応する所掌事務を取り巻く状況を的確に把握し、県民	できる。  できる。  できる。  できる。	引し、成果を挙げることができる。指導力を発揮し、部下の志気を高め、組織を牽	ができる。	整を行い、合意を形成することができる。組織方針の実現に向け、局長を助け、困難な調所掌事務について適切な説明を行うとともに、

	五.					пп	<u> </u>
						四	
	主 幹					副 参 事	
						事	
の案	_	五	四	11:1	の案、	_	Α.
夫	倫理	業	説 明	判 断	人 大	倫 理	人材育成
施事務事・立	4	業務遂行	•	[과]	施事務事業立	在	成成
業立		1 J	調整		業立		
とができる。とができる。	正に監査業務を遂行することができる。題に取り組むとともに、服務規律を遵定全体の奉仕者として、責任を持って積収金	とができる。	担当する事案に	うことができる。	中核を担うことができる。 ・立案や事な ・立案や事な を担うことができる。	全体の奉仕者 て責任を持っ できる。	導・育成を行い、
ができる。 立案や事務事業の実施の実務の中核を担うこ織や上司の方針に基づいて、監査業務の企画	監査業務を遂行すの奉仕者として、	りやま	が課る	が理する	7 担 の介 上司	できた。	育成を行うことができる。
多。務の方	業務を遂行する組むとともに、	きる。	ができる。	りべき		しっ 者	1 1 1
業針の	を遂るとれること	整シ	っ。け、い	る。 事 案 に	ことができるの方針に基づ	、公正に監査業務を遂行するて課題に取り組むとともに、として、担当業務の第一線に	うことができる。
が 実 基 施 づ	りに、ま		関で熱		そを基づきる	正題て、	が挙
他のい	るの質に		徐 論 者 理	つい	多多数	監取担査り当	() きっ
実 て <u>務</u>	ることがで ることがで	的に	と 的 粘 な	て、	事で、業	監査業務を遂担当業務の第	る。 と と
の監中査	ことができる。 服務規律を遵守 できる。	業 務	り 競 明	適 切	の実施の実施の実	を と の 遂 と 第	もに
核 - 薬 を 務	きる。 を 導守 し て 積極 的	を進	く を 調 行	な 判	施 を の 助	行すに、一線に	
の中核を担うこ	` に	効率的に業務を進めるこ	関係者と粘り強く調整を行て論理的な説明を行うとと	適切な判断を行	務 `	るにいる。	部下の指
こ画	公課	)	行と	行	の監	と務い	指

業務を遂行することができる。組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り	倫 理	_	高度主事	高	七
い、確実に業務を遂行することができる。計画的に業務を進め、担当業務のチェックを行	業 務 遂 行	五.			
とともに、粘り強く調整を行うことができる。担当する事案について分かりやすい説明を行う	説明・調整	四			
できる。 上司・部下等と協力的な関係を構築することが	協 調 性	=			
できる。問題点を的確に把握し、課題に対応することが問題点を的確に把握し、課題に対応することが担当業務に必要な専門的知識・技術を習得し、	課題対応	[1			
業務を遂行することができる。組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り	倫 理	1	主 任	主	六
とができる。 段取りや手順を整え、効率的に業務を進めるこ	業務遂行	五			
る。もに、関係者と粘り強く調整を行うことができもに、関係者と粘り強く調整を行うことができ担当する事案について論理的な説明を行うとと	説明 ・調整	四			
うことができる。 自ら処理すべき事案について、適切な判断を行	判 断	11]			

意欲的に業務に取り組むことができる。	四業務遂行	
ョンをとることができる。上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーシ	三 コミュニケ	
る。 業務に必要な知識・技術を習得することができ	二 知識·技術	
業務を遂行することができる。 組むとともに、服務規律を遵守し、公正に監査全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り	一倫理	八 主 事
とができる。 経験を生かしつつ、意欲的に業務に取り組むこ	四業務遂行	
ョンをとることができる。上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーシ	三 コミュニケ	
ことができる。	二知識・技術	

正する規則 る規則及び初任給、昇格、 [三] 平成二十八年三月二十二日付け (号外) (岡山県人事委員会規則第八号) に誤りがあった。 昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改 公布初任給、昇格、 昇給等の基準に関す

			から一	五〇・終わり	頁 • 行
				施行する。	誤
ら適用する。	定は、平成二十七年四月一日か	基準に関する規則別表第六の規	正後の初任給、昇格、昇給等の	施行し、第一条の規定による改	正